

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年11月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800072号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800056号

第1 結論

昭和51年10月から昭和57年8月20日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月から昭和57年8月20日まで

私は、B店のネクタイ売場にあったA店でネクタイ販売の仕事をしていた。A社から給料が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の同僚の回答及び陳述より、勤務期間は特定できないものの、請求者は、B店のネクタイ売場にあったA社(以下「A店」という。)に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は平成8年12月*日に破産しているところ、当時の事業主は既に死亡しており、事業主の親族も請求期間に係る資料等については不明と陳述していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A店に勤務した期間は正社員ではなかった旨陳述しているところ、正社員以外の厚生年金保険の取扱いについて、A社の複数の同僚は、加入している場合と加入していない場合があった旨陳述しており、同店を管轄していた同社C支店の支店長は、希望があった場合に加入させていた旨陳述しており、請求期間当時、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、A店に勤務した期間に厚生年金保険への加入を希望した覚えはない旨陳述している上、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間におけるA社に係る勤務実態及び厚生年金保険料

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社の厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800053号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800057号

第1 結論

昭和51年4月1日から昭和61年3月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月1日から昭和61年3月1日まで
請求期間にA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社はすでに解散しており、事業主にも連絡が取れない上、請求者は請求期間に係る給与明細書等を所持しておらず、聴取等の協力を得られないことから、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、事業所台帳検索システム及びオンライン記録によれば、請求期間にA社が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800074号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年2月1日から昭和38年3月1日まで

私は、昭和37年2月からA社に住み込みの正社員として入社し、トラックで製品配達の助手として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における勤務状況等の記憶は具体的であり、複数の同僚の回答及び陳述とも符合することから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は昭和42年7月1日に適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主及びその後の事業主とは連絡が取れないため、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間においてA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を行ったものの、請求期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて、明確な回答が得られない上、請求者は、給料明細書等の資料を保管していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に、請求者の氏名はなく、健康保険被保険者証の番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。